

独立行政法人評価委員会第36回農業分科会

農林水産省経営局総務課

第36回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成23年6月24日（木）

会場：三田共用会議所

時間：13:30 ～ 14:50

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

〔農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、
農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、水資源機構〕

(1) 平成22年度財務諸表について

(2) 中期計画の変更について（積立金の処分に関する記載）

(3) 積立金の処分について

(4) 第二期中期目標期間（平成18～22年度）の業務実績に関する評価について

(5) 役員給与規程の一部改正について

(6) （農畜産業振興機構）短期借入金の借換えの報告について

(7) （農林漁業信用基金）長期借入金の入札結果について

(8) その他

3. 閉 会

午後 1 時30分 開会

○経営局総務課長 本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりました、ただいまから「農林水産省独立行政法人評価委員会第36回農業分科会」を開催させていただきます。

事務局の経営局総務課長、豊田でございます。よろしくお願いいたします。

会議を開催する前に、先の3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災者の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲者の皆様の御冥福をお祈りさせていただきますと存じます。

本日御出席の委員の皆様、あるいは関係機関の皆様におかれましては、この間、災害支援、復興支援などに御尽力いただいているところであります。この場を借りまして、厚くお礼を申し上げたいと存じます。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回の第36回農業分科会は、3月15日に予定をいたしておりました第35回農業分科会を中止いたしましたので、2月に開催いたしました第34回農業分科会以来の会合ということになります。この間に委員の改選が行われております。本日お集まりの評価委員、専門委員の皆様におかれましては、引き続き、あるいは新たに委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。今後とも独立行政法人の効果的、効率的な業務の実施のために、今後2年間に亘りまして、いろいろと御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員改選後初めての農業分科会でございますので、分科会長が選出されるまでの間、私の方で司会進行を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の農業分科会でございますが、評価委員9名全員の皆様の御出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令に定めます過半数の出席要件を満たしております。従いまして、成立しているということを御報告申し上げます。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料1に農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会委員名簿、裏に新しいプロジェクトチームのメンバーを付けておりますけれども、それを御参照いただきながら御紹介をさせていただきます。

新たに御就任いただきました委員の皆様、まず、菅いづみ委員です。

渡邊和男委員です。

野村哲郎委員です。

次に、引き続き御就任をいただきました委員の方々でございます。

夏目智子委員です。

青柳義朗委員です。

安部新一委員です。

森田明委員です。

淵野雄二郎委員です。

平松和昭委員です。

次に、本年2月9日に開催いたしました第34回農業分科会以降に新たに御就任をいただきました専門委員の皆様を御紹介させていただきます。

梶孝幸専門委員です。

竹山幸雄専門委員です。

(富田文一郎専門委員、後程着席。)

また、小林正伸専門委員が就任されておりますが、本日は欠席となっております。

それぞれの所属のプロジェクトチームでございますが、梶専門委員が種苗管理センター、竹山専門委員が家畜改良センター、小林専門委員が農林水産消費安全技術センター、富田専門委員が農林漁業信用基金を御担当いただくということになっております。

次に、本日御出席の専門委員の皆様を御紹介させていただきます。

深見元弘専門委員です。

福田晋専門委員です。

布施伸枝専門委員です。

森田慎二郎専門委員です。

戸澤正彦専門委員です。

中嶋康博専門委員です。

(石田裕美専門委員、後程着席。)

松井徹専門委員、長村智司専門委員、加茂前秀夫専門委員、馬場治専門委員は、本日は欠席となっておりますので、専門委員の御出席は15名中8(10)名ということになっております。

次に、農業分科会長の選任をお願いいたします。

分科会長の選任につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の

規定に基づきまして、委員の皆様のご互選によるものとされております。

今回は、これまで分科会長をお務めいただいております松本前分科会長が、委員継続10年を機に退任されておりますので、皆様方から御推薦など御意見を賜りたいと存じます。御意見のある方は挙手をいただきまして発言いただきますようお願いいたします。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 平成19年から4年にわたり評価委員を務めていただいているとともに、農業分科会の親委員会であります独立行政法人評価委員会の委員長となられました淵野雄二郎委員を分科会長にお願いしたいと考えますが、いかがでございましょうか。

○経営局総務課長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

特にないようでしたら、淵野委員、御了解いただけますでしょうか。

では、淵野委員に分科会長をお願いするということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○経営局総務課長 では、淵野委員に分科会長をお願いをいたしたいと存じます。淵野委員、お手数でございしますが、分科会長席の方をお願いいたします。

(淵野委員が分科会長席に着席)

○経営局総務課長 それでは、淵野分科会長にごあいさつをいただくとともに、以下の議事をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○淵野分科会長 ただいま御指名いただきました淵野でございます。はなはだ役不足ではございますが、務めさせていただこうと思っております。

既に評価委員会も10年以上経過しております。松本会長のもとでこれまでも適切な審議と適切な評価が行われてきたと思っております。そういう意味で、松本委員長のやり方をそのまま踏襲しながら、事務局なり、委員の皆さん方の御協力ですべてを務めていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

まず、規定に基づきまして、分科会長の職務を代理いただきます委員の選出でございます。これは、規定によりまして、分科会長の方から指名するということになっております。私の方から指名させていただきたいと思っております。

事前に御了解をいただいておりますけれども、青柳委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。青柳さん、よろしゅうございましょうか。

(青柳委員「了解」)

よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、事務局の方から議事の進め方と配付資料の確認について、まず御説明をお願いしたいと思います。

○経営局総務課長　それでは、まず、議事の進め方の前でございますが、先ほど御報告を申し上げましたとおり、前回3月15日に予定をいたしておりました第35回の農業分科会は中止となったところでございますが、その会議で御審議をいただく予定でございました先発法人の農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの第三期中期目標に基づきます中期計画、あるいは農畜産業振興機構、農林漁業信用基金の中期計画の変更など、重要な議題の審議でございましたが、すべて書面での審議をお願いいたしました。委員、専門委員の皆様には大変お手数をおかけいたしまして、ありがとうございました。

新たな中期計画、業務方法書などにつきましては、既に皆様に郵送し、お手元にお届けさせていただいておりますが、お陰様で、関係独立行政法人は、第三期中期目標に基づく中期計画、あるいは業務方法書などのもとに、新たに平成23年度業務をスタートさせて、順調に業務を遂行しているところでございます。委員、専門委員の皆様には、これまでの御尽力に対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、農業分科会対象法人7法人のうち、本日は農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金の5法人につきまして御審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りしております資料の御確認をお願いをいたしたいと思います。

冒頭に議事次第、配付資料一覧を付けております。

配付資料一覧のあります資料のうち、資料3-1と資料4-2につきましては、欠番となっておりますが、理由につきましては、後ほど議事の中で御説明をさせていただきたいと存じます。

資料につきましては、資料1として農業分科会の委員名簿。その後に、資料2、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料3-1を飛ばしまして、資料3-2、資料4、資料4-1、資料4-2を飛ばしまして、資料4-3、資料4-4、資料5、資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料7、資料8、資料9となっております。

事前に送付させていただいているものをすべて差し替えて、フルセットで机の上に置か

せていただいているところでございます。もし今後、議事の中で資料が足りないものがございましたら、お申し出をいただければと存じます。今の段階ではよろしゅうございましょうか。

では、よろしく願いいたします。

○淵野分科会長 それでは、本日、1番目の議題に入りたいと思います。

平成22年度財務諸表についてでございます。

最初に、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○経営局総務課課長補佐 事務局を担当しております経営局総務課の松枝です。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど青柳委員から農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農林漁業信用基金の平成22年度財務諸表についての検討結果につきまして御報告いただくこととなっておりますので、この御報告の前に、私の方から平成22年度財務諸表についての事前検討に至りました経緯について簡単に報告させていただきます。

毎年度の財務諸表につきましては、資料2の1ページのとおり、独立行政法人通則法の財務諸表、貸借対照表、損益計算書、利益の処分等を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとの規定があります。

過去の農業分科会では、効果的に財務諸表の検討ができるよう、専門的立場からの事前検討をいただいた上で農業分科会に御報告いただき、効率的に農業分科会の運営を図ってきたところ です。

今年度につきましては、本年2月に評価委員の改選が行われ、また、専門委員につきましても一部交代があったところでありますが、青柳委員、布施専門委員におかれましては、引き続き再任をいただいたこと。また、会計管理、資金管理分野の御立場の青柳委員、会計分野の布施専門委員であること。また、前年度まで公認会計士等の専門的立場から財務諸表検討会で事前検討をいただいた経緯等があったことから、両委員の御了解と淵野評価委員長 の了解を得て、まず、先発法人の農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターと農林漁業信用基金の財務諸表の事前検討をお願いしたところ です。

なお、財務諸表検討会は、6月15日、16日に青柳委員、布施専門委員に御足労いただき、各法人の財務担当者、省内の法人担当課を交えまして、財務諸表検討会を行ったところ です。

資料は、資料2と資料2-1から2-4まで付けておりますけれども、各法人共通の措

置であるため、一括して御説明させていただきます。

財務諸表の検討につきましては、例年8月の分科会で行っていた議事でございますが、まず、中期目標期間が終了した法人につきましては、6月30日までに財務諸表等に係る承認手続を行う必要があること。また、農林漁業信用基金につきましては、昨年12月7日に閣議決定されました独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針についてに基づきまして、利益剰余金を国庫返納するよう中期計画を変更しております。変更後の中期計画に基づき、23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するため、6月30日までに財務諸表等に係る承認手続を行う必要があることから、これらの法人につきましては、例年より前倒しで評価委員会の意見を伺うものです。

資料2-1から2-4までですが、各法人から提出されました平成22年度の財務諸表関係資料でございます。それぞれの資料の初めには、財務諸表の承認に関しまして、農林水産大臣からの諮問文の写しが添付されておりますので、御確認ください。

事務局からは以上でございます。

○淵野分科会長 資料2-1から2-4、膨大な資料でございますけれども、財務諸表の検討の経緯と申しますか、御報告がございました。

それでは、各法人の財務諸表の検討結果について、青柳委員の方から御説明をお願いしたいと思います。

○青柳委員 6月の15、16日に開催されました4法人に関する財務諸表検討会に、布施専門委員と私、青柳が出席し、法人の御担当者から比較財務諸表により増減に関する説明などを受け、私どもから何点か質問をさせていただきました。その結果を平成22年度財務諸表に係る意見としてとりまとめましたので、御報告申し上げます。

前年度と同様の内容になりますが、御確認のために読み上げます。

3ページをごらんください。

平成22年度財務諸表に係る意見。

独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、農業分科会として意見を述べるに当たって、青柳及び布施専門委員の2名より以下の意見を述べる。

独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては国民にわかり易い開示となっているのが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかり易い情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考えます。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任（アカウンタビリティー）を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることとする。

なお、財務諸表検討会における質問については、このような視点から行っております。

裏面4ページの結論でございますが、農林水産大臣が、各法人の財務諸表を承認することに異議はない。

なお、別紙＜法人別意見＞に記載した事項については、今後の財務諸表作成に当たって留意されたい、としております。

次に、法人別意見。表形式となっている5ページの資料について簡単に御説明させていただきます。

まず、1の財務諸表、附属明細書、決算報告書の①運営費交付金の収益化方法についてであります。私どもの前の委員の時代からも留意事項とされている内容です。

各業務の業務評価の結果と結び付くような財務情報の提供を行えるよう、費用進行基準で行っている収益認識について、可能なものについては業務達成基準の導入を検討されたい、として、望ましい処理について触れていますが、各法人、従来どおり検討課題となっています。

なお、農林漁業信用基金については、この項目は該当しません。

次に、②の決算報告書備考欄の記載についてですが、検討していただきたい法人に関して記載しております。

2のその他の①事業報告書の記載についてです。前年度以前からの留意事項については、記載のとおりで、説明を省略させていただくこととして、真ん中の欄の東日本大震災の影響・対応方針等については、平成22年度に生じた特徴的な事項として、各法人の実情にあわせた記載を検討されたいと記載させていただきました。

②の減損会計への対応についてですが、これについては、会計上重要な項目のため、各法人ごとに整理させていただいております。

以上で報告を終わります。

○淵野分科会長 ただいま、4法人の財務諸表検討会における検討結果の報告をいただきました。最後にその他の項でコメントがございましたけれども、このたびの東日本大震災関連の影響等は、それぞれの法人で御苦勞なさるところだろうと思います。そういうことで、実はこの質問事項にございますけれども、コメント事項にございますけれども、ちょうど東日本大震災が3月11日ということで、今回、22年度の報告ということでございます

ので、十分な記載がなされていない。家畜改良センターのところは記載がございますけれども、そういうことでございまして、質問が、コメントがございましたので、それぞれの法人で東日本大震災の影響・対応方針等について御発言を願えればと思います。

農林水産消費安全技術センターの方から順番に御意見をお伺いしたいと思います。

○農林水産消費安全技術センター理事長 それでは、農林水産消費安全技術センターの理事長をしております吉羽でございます。私の方から説明させていただきます。

お手元の資料の2-1の39ページをお開きください。1の国民の皆様への(2)平成22年度の主な業務の取組・成果について、その③に「平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の広がりの中で、農林水産省の要請を受けて、肥飼料部門と食品部門が連携し、飼料作物等における放射能のモニタリング体制を緊急に整えました」と記載させていただいております。

農林水産消費安全技術センターでは、ゲルマニウム半導体検出装置2台を所有しておりましたので、汚染の可能性のある都県で採取されました牧草と土壌の放射性物質ヨウ素131、セシウム137及び134をさいたま本部で測定しております。

現在、県が独自に調査を行っているものを除きまして、8都県延べ35か所の牧草地で、月に2回の割合で採取されました牧草及び牧草地の土壌を測定しております。

なお、対象箇所数は、都県の要望によりまして、日々変化をいたしております。

放射能の測定に当たりましては、牧草は細かく切断をし、土壌は小石などの礫を取り除き細粒化して、マリネリ容器という専用の容器に充てんすることが必要なため、作業に非常に労力を要します。

このため、飼料検査部門だけでなく、他の検査業務部門や管理部門の職員も動員して作業等を連日行っているところでございます。

更に、平成23年度補正予算第一号により、ゲルマニウム半導体検出装置を2台増設することになり、これらの機器を十分活用することとしております。

農林水産消費安全技術センターとしましては、マンパワー、分析機器及び技術の総力を上げて食品の安全につながるよう努力しております。

一方、業務面でございますが、仙台センターにつきましては、震災被災3県、岩手、宮城、福島におきまして、当面の間、食品表示監視業務等を見合わせておりましたが、食品流通もかなり回復しつつあることから、日本海側を中心に調査開始を検討しております。

また、肥料・飼料の太平洋沿岸にある工場は、地震及び津波により大きな被害を受けて

いることもあり、第1四半期の立入検査を見合せ、第2四半期におきましても、肥料は日本海側及び内陸部の事業場に対し検査を実施する予定としております。また、飼料につきましては、内陸部の事業場に対し実施するかを検討しております。

大震災による施設への影響でございますが、仙台センターの建物、これは第3合同庁舎に私どもは入っておりますが、ここは大きな被害を受けておりません。ライフラインの損壊、交通網の寸断等から一時業務が実施できない状況となりましたが、現在は通常業務に復帰しております。

また、東京都小平市にございます農薬検査部の建物では、建物外壁の亀裂、表装タイルの剥離、内装建材の脱落、貯水タンク破損による断水等の被害がありましたが、直接業務に影響の出るようなことはないよう手当てをして、現在、業務を進めております。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

続きまして、種苗管理センターの方、お願いいたします。

○種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長の野村でございます。よろしくお願いたします。

今回の東北地方太平洋沖地震によりまして、私ども種苗管理センターでは、つくば市の本所で震度6弱、そして、青森県七戸町の上北農場で震度5弱の揺れに見舞われました。幸いなことに、職員及び家族の被災はございませんでした。

施設についてでございますが、つくば本所と上北農場、双方におきまして、建物の壁面のひび割れとか、あるいは外装のタイルの剥離等の被害は生じましたが、今回の決算報告書において、除却に計上するような大きな被害はありませんでした。

なお、今回の地震の影響によりまして、22年度中に契約したものの、納品・竣工を完了しなかったものが1,200万円程度ございまして、これにつきましては23年度に執行するという事としております。

それから、業務におきます復興・復旧の支援であります。こちらは、23年度の実績という形になりますけれども、食料品と同じように、海外輸出用の種苗につきまして、相手国から、採取時期はいつか、あるいは採取場所はどこか、あるいはどこに保管していたのかというような生産履歴の証明を求められております。そういうことで、農林水産省知的財産課とも相談いたしまして、種苗業者の依頼に応じて、種苗の生産履歴に関する証明を行うことといたしまして、今日まで9件の証明書を発行しております。

それから、現在のところ、まだ要請はないんですけれども、公的機関等からもし要請があれば、災害復旧・復興のための畑作物等の種苗を生産、配布しようということとしておりまして、このことを3月に策定いたしました平成23年度の年度計画の中に盛り込んでおります。

種苗管理センターに関しては以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

家畜改良センターの方、よろしくお願いします。

○家畜改良センター理事長 家畜改良センター理事長の矢野でございます。

家畜改良センターは、畜産危機に対応するということは、中期計画の1つの目標に入っています。昨年から発生していた宮崎県の口蹄疫のときにも、常時70人、80人の職員を宮崎に派遣して、口蹄疫の鎮圧に努力してきたということでございます。延べ4,100人ということになっています。

今年3月11日に発生しました東日本大震災、それからすぐ我々は、青森、岩手、宮城、福島県の畜産農家に粗飼料支援ということで、約1,000トンの飼料を無償でお渡ししております。これについては随分感謝をされているということでもあります。

被害の方ですけれども、我々ヘッドクォーター、本省は福島県の白河にありまして、随分大きな揺れはあったんですけれども、幸いなことに人的な被害はありませんでした。水道管が一部破損したり、あるいは道が一部破損したりということはありませんけれども、大きな被害はなかったということでございます。

それから、牛個体識別台帳。我々は、牛のトレーサビリティというので、全国の牛の個体識別のシステムを持っているんですけれども、それは3日間ほど使用不能になりましたけれども、その後すぐ復旧したということでございます。

それから、えさの方で、乳牛牧場が岩手にあるんですけれども、そこに配合飼料が入らないということで、乳牛のえさを少し減らしました。それから、茨城に豚の牧場があるんですけれども、これは、配合飼料が入らなければ豚は死んでしまうので、随分心配していたんですけれども、どうにか切り抜けたというような状況でございます。

あとは、乳牛の集乳ができなかったので、合わせて60キロリットルぐらい乳牛を岩手牧場と本所で捨ててしまったということでございます。

それから、貢献の方ですけれども、先ほど申しましたように、粗飼料を約1,000トンを与えたという以外に、我々、福島の本省の方の研修施設を利用して、被災した方々に寝

泊まりしてもらおうということで用意しました。結果的には2家族7名ということで、少なくて済んだんですけれども、それ以外に、家畜の一時避難といえますか、地震の被災を受けた方、あるいは福島原子力発電所の近辺から牛をどこかに移動させなければいかんというので、そういうときに我々が受け皿になろうということで、牛舎を改造して受け入れ体制を整えています。まだ今のところ入っていませんが、そういうことをやりました。

それから、センター職員、我々、家畜の保定ということでは、一番有能な職員を持っていますので、家畜の保定で、牛を移動するときに、スクリーニングといえますか、放射能を調べたり、あるいは採血したりということの手伝いで、延べ36名行かせました。

それから、これは枝野官房長官が言われたように、20キロ以内の家畜は安楽死させなさいということの指示がありました。県がやるんですけれども、福島県だけでは人出が足りませんので、我々、先ほど申しましたような保定の専門家を派遣して、つい最近でも延べ五十数頭牛を保定して、安楽死をさせ、消毒薬をまいて、ブルーシートをかけたという仕事をしております。

それから、県の方々、福島県の方々には人出が足りないので、牛の移動に関する情報ということで、我々職員を常時2名、延べ126名派遣して、県庁で働いている。そういう活動をしております。

以上です。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

引き続きまして、農林漁業信用基金の方、よろしく願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の埭でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

農林漁業信用基金の震災対応についてでございますが、3月11日の震災発生以降、累次にわたりまして役員等を招集いたしまして会議を開いております。その過程で、震災対策推進本部を立ち上げております。そういう中で、被害の状況、現場のニーズ、可能な対応などについて議論を行ってまいりました。

また、甚大な被害にかんがみまして、例えば農業信用保証保険の取扱いにつきましては、農林水産省からの「被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」通知を受けまして、当信用基金に窓口を設けるとともに、地震により被害を受けました基金協会における業務の迅速な対応が図られるよう、事前協議の簡素化などの措置を講じてまいったところでございます。

更に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、そして東日本大震災の対策に係る補正予算が5月2日に成立いたしました。被害を受けました農業者等に対する農業経営復旧等のための金融支援として、保証保険制度に関連するものでは、農業経営復旧対策特別保証事業が認められました。被災農業者は、近代化資金等については、無利子・保証料負担なし、無担保・無保証人で債務保証を受けることができることになりました。また、これら資金について基金協会の債務保証が円滑に実施できるよう、信用基金の保険填補率が70%から90%に引き上げられました。

また、特に被害の大きい漁業につきましては、新緊急対策事業として、本年度は保証料負担なし、無担保・無保証人で100%保証を行うとともに、保険填補率についても70ないし80%を90%に引き上げると、こういう措置がなされました。

更に、共済金の早期支払いを促進をしたところでございます。

また、林業につきましても、債務保証における林業者等の負担軽減措置がなされたところでございます。農林漁業とも、補正予算で必要な交付金等が信用基金に対して手当てがなされました。

今後とも農林漁業者への資金の円滑な供給が図られるよう、信用基金の機能を最大限に発揮していきたいと考えております。

また、そこに御指摘をいただいております東京電力債の対応についてでございますけれども、東京電力債につきましては、時価が著しく下落いたしましたして、私どもの余裕金運用管理要領に定めます運用基準に該当しなくなりましたために、余裕金運用委員会において必要な対応措置について検討いたしました。何回か行いましたが、その結果、当該有価証券を売却いたしました。このため、有価証券売却損が発生いたしました。

今後、より適切な有価証券運用を行うこととするため、余裕金運用委員会におきまして、運用基準などにつきまして検討し、即、要領を改正した上で、債券の発行体の信用力が著しく悪化すると認められる場合にも必要な対応措置を検討することといたしました。

更に、23年4月25日開催の余裕金運用委員会におきまして、より厳格なリスク抑制方策を検討いたしまして、一発行体当たりの保有限度額の引下げ、これは10%から5%に引き下げます。及び1回1銘柄当たりの取得限度額を設定いたしました。これは5億でございます。こうした余裕金運用管理要領の一部変更を行いました。このことにつきましても事業報告書には記載をさせていただいております。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

ただいま、東日本大震災に対する対応方針ですね。補足的な口頭で御報告いただきました。本日の財務諸表検討の対象は、以上の4法人でございますが、この機会でございますので、ほかの3法人につきましても、東日本大震災に対する影響ないしはその対応方針といたしますか、その点でもし補足の御報告を用意していただければお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

農畜産業振興機構の方からお願いしたいと思います。

○農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構理事長の木下でございます。

私ども、東日本大震災の対応として幾つかの取組みを実施いたしております。

1つは、配合飼料対策でございます。東日本大震災によりまして、東北地域の配合飼料工場が被災を受けたこと、そして、配合飼料の原料となる飼料穀物の水揚げが困難であったこと等によりまして、配合飼料工場の操業停止が見られました。畜産農家への配合飼料供給が途絶えるという事態でございますので、被災地域の畜産業に甚大な影響を与えるのではないかという懸念がされたところでございます。

私どもは、こういうような事態に対しまして、北海道あるいは九州等の配合飼料工場等から被災地域に配合飼料を緊急的に運搬する事業に対しまして、経費の一部を補助する配合飼料緊急運搬事業を実施したところでございます。

配合飼料輸送実績でございますけれども、9万3,489トンにのびります。

被災地域の配合飼料工場でございますけれども、4月中旬には再開し、地域の需要量を充足したというところでございます。

また、私ども農畜産業振興機構は、畜産農家に対する経営安定対策を実施いたしております。まず、肉用子牛生産者補給金制度でございますけれども、使用開始月齢の要件。普通ですと2か月齢未満でございますけれども、このような緊急事態でございますので、登録する際に時間がかかるということもございまして、2か月齢未満を5か月齢未満まで延長いたしております。また、負担金についても納付期限を延長したところでございます。

また、肉用牛の肥育経営安定特別対策につきましても、罹災証明書の発行を受けた生産者負担金を免除する、あるいは養豚経営安定対策についても同様の取扱いを行ったところでございます。

また、私ども農畜産業振興機構は、食のメディアの関係者に対しまして、野菜を中心として、放射性物質と食料・農業というテーマに、いろいろな情報を提供しているところで

ございます。

また、野菜需給協議会におきましても、市場に流通している野菜の安全性、そして、被災地域を中心とした国産野菜の消費拡大の取組み等につきましても情報を発信したところでございます。

このほか、野菜需給協議会で発行いたしております情報紙で、被災地でさまざまな取組みを行っておられる農業者の状況についての紹介をし、支援をしているところでございます。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

それでは、農業者年金基金の方、よろしく申し上げます。

○農業者年金基金企画調整室長 農業者年金基金でございます。

私どもの農業者年金基金では、東日本の大震災におきまして、まず、保険料の納付が困難な方につきましては、2年間納付の猶予がございますので、これを活用していただきたいということを周知いたしました。

それから更に、5月2日に公布されました東日本大震災の特例の財政援助等に関する特例措置に基づきまして、被災者の方につきましては、農業者年金の保険料の納付が困難だという方につきましては免除ができると。更に、免除された保険料につきましては、その後、納付できる状態になったときに追納できるという措置を活用していただきたいということを周知いたしました。

それから、年金の裁定等の各種の届出書につきましては、期限内に到着しなくても弾力的に対応するという事をお知らせしまして、また、避難所に避難されている方がおりますので、住所地ではなくても、避難先の農業委員会や農業協同組合から届出書等を送付しても対応していただけるというように、農業委員会等をお願いをいたしました。

更に、特例法に基づきまして、行方不明になった方が生死がわからない。こういう方は3か月で死亡一時金というのを申請していただければお出しすることができるということをお知らせいたしました。

これらにつきまして、被災された方に十分に周知が行き渡りますように、全国の農業委員会、農業協同組合にパンフレットを配布していただくと同時に、避難所にも掲示をしていただく。それから、基金のホームページに掲載する。地元の農業関係の新聞にPRをする。それから、基金に被災者専用のフリーダイヤルを設置するという事で現在対応して

おります。

現時点では、農業者年金の窓口業務をやっていただいております農業委員会とか農業協同組合で電話等が繋がらないというところはございませんので、事務的にはほぼ対応できる状態になっておりまして、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

引き続きまして、水資源機構の方からよろしく申し上げます。

○農村振興局水資源課課長補佐 水資源機構の関係でございますけれども、農村振興局の水資源課の方から御報告させていただきたいと思っております。

今回の大震災におきまして、水資源機構につきましては、本社はさいたま新都心でございますので、特に大きな被災はございませんでしたけれども、特に今回、茨城県の霞ヶ浦用水施設、あるいは千葉県北東部でも5強ということで、水路施設そのほか河口堰の施設等について被害を受けたところでございます。そういうことから、被災後すぐに本社及び各事業所に防災対策本部を設置しまして、24時間体制で情報の収集なり施設の点検を実施してきたということとともに、今回の地震におきましては、大津波警報が発令されたということもございまして、特に利根川の河口堰、長良川河口堰、筑後大堰などの堰の所についても防災体制をとって不測の事態に備えたということでございます。

それから、年度末ということでございましたけれども、機構職員の約1割に相当する130名程度の職員を全国から被災地域に集めまして応援体制をとりまして、速やかな応急復旧を実施したということでございます。

特に、霞ヶ浦用水施設につきましては、茨城県西部に水道用水として給水人口約30万人、工業用水として約150事業所、それから、農業につきましては、周辺の農地約2万ヘクタールにも供給している施設で、重要なそれぞれのライフラインとなっておりますので、この施設の水路も相当被災を受けまして、各所で漏水が出たところでございます。

しかしながら、特に上水関係も一緒の共同事業でございますので、通常であれば、大きな水路の補修でございますので、1か月ぐらいかかるのではないかとということが予想されたんですけれども、それにつきましては、先ほど言いました全国からの応援要員の派遣、担当理事の現地での陣頭指揮ということもありまして、約1週間で当面の応急復旧を終えたということで、地元の市町村からは非常に喜ばれていたということでございまして、一方、農業用水につきましても、4月の下旬からしろかき期に入りますので、4月の中旬に

は供給できるような整備を実施したということでございます。

このように、今回の被災しました施設についても、用水供給に極力影響が生じないように、全社を挙げて機動的かつ迅速に対応してきたというところでございまして、現在、第1次補正予算で農地農業用施設の災害復旧事業費が認められたところでございますので、被災施設につきまして、本格的な復旧に向けた取組みを順次進めているという状況でございます。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

以上、4法人の財務諸表検討会における報告経緯と、青柳委員から検討結果についての御報告がございました。併せて、青柳委員の方で指摘されておりました東日本大震災関連の影響・対応方針等について、口頭で補足いただきました。

以上、全体を通しまして、御意見、御質問をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に当たり、「異存なし」との意見でよろしいでしょうか。

それと、東日本大震災に絡みましては、恐らく予算執行等を23年に繰り越すということがございます。改めて23年度でまた十分な記載といいますか、あるいはP Tの方で御検討願うということになるかと思えます。

それでは、1番目の議題はこれで打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、次の議題は、積立金の処分に関する記載を行う中期計画の変更についてでございます。種苗管理センター、家畜改良センターから御説明をお願いします。

まず、種苗管理センターの方からよろしくお願いいたします。

○種苗管理センター理事長 種苗管理センターの野村ですが、配付資料一覧に消してありますように資料を取り下げさせていただきました。と申し上げますのは、先ほど御説明しました震災の影響のところで、22年度中に納品・竣工を完了しなかったものの一部につきまして、当初は繰越積立金とすることといたしまして、資料3-1と資料4-2の積立金処分案、関連します中期計画の変更について資料を提出する予定としておりましたけれども、よくこの中身を精査いたしましたところ、私どもの繰越費用の財源というのが運営費交付金でありまして、自己収入から生じた剰余金ではないということなどから、これは取

り下げた方がいいということで取り下げることにいたしました。直前の変更につきまして、おわび申し上げます。

以上でございます。

○淵野分科会長 家畜改良センターの方、よろしくお願いいたします。

○家畜改良センター理事長 御説明いたします。

家畜改良センターでは、3月11日に発生しました東日本大震災の影響から、予定してありました物品の納入や工事の竣工が22年度末までに終わらなかった契約がありました。これらに当たるべく確保していた資金については、中期目標期間の最終年度であったため、積立金となっています。積立金は、本来であれば国庫にお返しするところですが、震災という事情ですので、積立金のうちの一部を第三期の中期目標期間に繰り越して使えるように、家畜改良センター法に基づき、中期計画の積立金の処分に関する事項を記述したものです。

また、積立金の中には、第二期の中期目標期間に自己収入財源で取得した資産で、第三期以降に発生する減価償却費等の費用と相殺する金額が含まれています。この金額はそのまま第三期の中期目標期間に繰り越されるものですが、積立金の処分の明確化を図るため、今回の変更の案文の前半にその旨を記述いたしました。

以上です。

○淵野分科会長 どうも失礼いたしました。種苗管理センターについては、ただいま理由の説明がございました。本日の審議から外すということでございます。

家畜改良センターの議事につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、特に御意見がないようですので、家畜改良センターの中期計画の変更につきましては、主務大臣の承認に当たり、「異存なし」との意見でよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次の議題は、積立金の処分についてでございます。この点については、事務局の方からお願いします。

○経営局総務課課長補佐 それでは、積立金の処分につきまして、資料4から4-4まで付けておりますけれども、各法人共通の措置でありますので、一括して説明させていただきます。

今回、中期目標期間が終了しました法人2法人、農林水産消費安全技術センターと家畜

改良センターが該当いたしますが、あと、農林漁業信用基金につきましては、積立金の処分という手続を行う必要があるために、提案をさせていただくものです。

具体的には資料4をごらんください。中期目標期間の終了時に各法人にある積立金につきましては、1ページの独立行政法人通則法に基づきまして、積立金は原則国庫納付するというものでございますけれども、資料のとおり、主務大臣の承認を受けた額につきましては、中期目標期間をまたいで繰り越すことができるとされているところでございます。その繰越積立金の主務大臣の承認に当たりましては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされておりまして、6月30日までに主務大臣の承認を得る必要があります。また、国庫納付する場合には7月10日が期限となっております。各法人ごとの申請予定の内容と繰越積立金国庫納付額につきましては、資料4-1、4-3、4-4のとおりとなっております。

なお、予定しておりました種苗管理センターにつきましては、先ほどの理事長の説明のとおり、繰越積立金の提案はなくなりましたので、該当の3法人のみとなります。

まず、資料4-1の農林水産消費技術センターの繰越積立金額につきましては、1ページのとおり329万1,500円となっております。

次に、資料4-3の家畜改良センターの繰越積立金額につきましては、これも1ページのとおり6,930万4,574円となっております。

なお、事前に送付いたしました資料では、7,077万4,574円となっていたところですが、その後、精査した結果、御説明しました6,930万4,570円に変更となっております。

それから、農林漁業信用基金の積立金処分につきましては、農林漁業信用基金は、中期目標期間途中でありますので、資料4-4につきましては、今回、積立金の処分を行う根拠となります農林漁業信用基金法と農業災害補償法を掲載しております。

なお、積立金の処分につきましては、元に戻りますが、資料2-4になりますけれども、中段に農業災害補償関係勘定の財務諸表がございます。この1ページの後段から6行目に、前中期目標期間繰越積立金19億7,624万5,774円とありますけれども、これが農業災害補償関係勘定からの国庫納付額ということになります。

ということで、先ほど御審議いただきました各法人の財務諸表につきましては、すべて「異存なし」との御意見をいただきました。積立金処分案につきましては、資料4に戻りますけれども、2ページのフロー図がございますが、正式には財務諸表についての主務大臣の承認後の手続となりますけれども、一つは、22年度事業年度の財務諸表が確定しない

と、積立金の処分についての正式な手続が行えないということで、今日の「異存なし」の御承認と意見を受けて、今後、財務諸表の大臣承認事務手続が行われます。その正式な意見聴取が今日の段階では行えないこと、一方で、6月30日までに繰越積立金に係る大臣承認を行わなければならない、財務諸表の承認後に改めて意見聴取を行う時間がないということ等から、審議後の積立金処分の諮問、答申の事務手続につきましては、本日、淵野分科会長に御一任をいただくことにつきましても併せてお諮りをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

積立金処分案につきまして、事務局の方から一括して御報告、御提案がございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特段の意見がないようでございますので、各法人の積立金の処分案につきましては、主務大臣の承認に当たり、「異存なし」との意見でよろしいでしょうか。

併せて、先ほど御報告ございましたけれども、積立金処分の諮問答申の事務手続等については、分科会長に御一任いただきたいという御提案でございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、第二期中期目標期間の業務実績に関する評価についてでございます。

それでは、事務局の方から御報告をお願いいたします。

○経営局総務課課長補佐 これにつきましても事務局から提案させていただきます。

資料5になりますけれども、各法人共通の措置ですので、事務局から説明させていただきます。

本年3月をもって第二期中期目標期間が終了しました法人で、農林水産消費安全技術センター及び種苗管理センター、家畜改良センターの3法人につきましては、8月に予定しております次回農業分科会において、第二期中期目標期間、平成18年から22年度の業務実績に関する評価を行う必要がございます。各事業年度の業務実績に関する評価の様式は、平成19年度の業務実績に関する評価から農業分科会で統一様式を決定して評価を行っていたところではありますが、中期目標期間終了時の様式については定めていない状況となっております。このため、中期目標期間が終了した3法人につきましては、資料5で

今回お示ししました様式によって、今後、各PTにおいてとりまとめられたものを次回農業分科会で御審議いただくよう予定をしているところです。

なお、中期目標期間の業務実績に関する評価につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会の審議事項ともなっておりますので、次回農業分科会で御審議いただいた後に、その後開催予定の親委員会で改めて御審議いただくこととなります。

以上でございますが、資料の中で1つだけ訂正をさせていただきます。

資料5の5ページを見ていただきますと、右下の評価項目で、一番右端「18～23」、これは年度ごとの評価になるわけですが、これは「18～23」というのは「18～22」の間違いです。訂正させていただきます。

以下、6ページ、7ページもそのようになっておりますので、訂正をお願いします。

以上です。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

これは報告事項になりますけれども、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、第二期中期目標期間の業務実績に関する評価様式については、了解いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、農畜産業振興機構の3法人の役員給与規程の一部改正についてでございます。この点も事務局の方で御説明いただきたいと思います。

○経営局総務課課長補佐 これも事務局から提案させていただきます。資料は6-1から6-3まで付けておりますけれども、各法人共通の措置であるため、説明させていただきます。

役員給与規程につきましては、通則法に基づき、各法人が定めて主務大臣に届け出ることになっております。変更があった場合も同様でございます。この届出があった場合に、主務大臣は評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は主務大臣に意見を申し出ることができることになっております。

各法人の資料の初めに、評価委員会あての農林水産大臣からの通知の写しを添付しております。

改正の内容でございますが、国家公務員の給与につきましては、昨年8月の人事院勧告を受けまして、11月30日に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたところです。独立行政法人の役員の給与につきましては、通則法におきまして、国家公務員の給与等を考慮して法人が定めるということになっております。この関係で、各法人が人事院勧告に沿った形で国と同様の措置をとったということでございます。

まず、農林水産消費安全技術センター、資料6-1でございますが、4ページに概要があります。今回は俸給月額の変更ではありません。23年度6月期以降の期末特別手当について、6月期と12月期の支給割合の変更となっております。

次に、種苗管理センター、資料6-2になります。3ページ目でございます。これも農林水産消費安全技術センターと同様に、俸給月額の変更はありません。6月期以降の期末特別手当につきまして、6月期と12月期の支給割合の変更となっております。

農畜産業振興機構につきましては、資料6-3になります。3ページに改正の内容があります。今説明しました2法人と同様に俸給月額の変更はありません。6月期以降の期末特別手当につきまして、6月期と12月期の支給割合の変更となっております。

以上が主な改正の内容です。

○淵野分科会長 以上の説明について、御意見、御質問、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特段の意見がございませんので、役員給与規程については、変更があれば主務大臣に意見の申出をするということになっておりますが、特段の規程の改正に結び付くような内容ではないということで、意見の申出はないということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

次の議題は、農畜産業振興機構の短期借入金の借換えの報告についてでございます。

まず、農畜産業振興機構から借換えについての報告をいただき、その後、生産局生産流通振興課から砂糖勘定の収支改善に向けた取組みを御説明いただきます。よろしく願いいたします。

それでは、農畜産業振興機構の方から御報告をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長 資料7に即しまして御説明を申し上げます。

資料7の1ページでございます。一番下の欄でございますけれども、平成22年度末、平成23年3月31日でございますけれども、短期借入金の借換え認可額は799億4,000万でございます。

2ページをお開きください。それに対しまして、私どもが実際に借換えた額でございますけれども、3の(1)でございますように、認可を受けた範囲内でございます、745億8,600万ということでございます。

借換えの条件でございますけれども、それぞれにつきまして入札を実施し、一番有利な条件で借換えを実施したところでございます。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

続きまして、砂糖勘定の収支改善に向けた取組みにつきまして、生産局生産流通振興課長の方から説明をよろしくお願いいたします。

○生産局生産流通振興課砂糖類調整官 失礼します。課長は所用がありまして、代理で、私、藤田が説明いたします。

資料はお手元の5ページ、色刷りのもの、A4縦のものでございます。砂糖勘定の収支改善に向けてと、上の方で枠に囲んでいるところに、主な原因についてうたっております。

取組みについては一番下段のところ、砂糖勘定の収支改善に向けた取組というところで記載しております。

砂糖勘定の収支につきましては、近年、砂糖の国際相場が高水準で推移しているということにつきまして、内外コスト格差をもとに算出する調整金単価が縮小しております。また、消費の減退に伴う輸入量の減少により、調整金収入が減少していることがありました。一方で、国内生産者への支援単価を高い水準のままとせざるを得ない状況等もありまして、21年度末で累積赤字が707億円となり、制度運営が困難となる恐れを生じました。

それを受けまして、収支改善を図るため、昨年10月から調整金単価の水準を決定する指定等調整率の引上げ、生産者交付金単価の適正な算定など、糖価調整制度関係者による取組みを順次実施しております。

主な取組みは一番下段の所に○で付しております。調整金収入の増については、指定糖調整率の引上げ、砂糖調整金軽減措置の停止、異性化糖調整率の引上げを実施しました。

また、交付金支出の適正化を図るためには、生産者交付金単価の適正な算定、事業者交付金単価の適正な算定を実施いたしました。

主な国際相場の動きについては、中段の左グラフに書いております。かなり乱高下しているグラフがありますが、主な要因としては、21年中ごろの生産国第2位のインドの減産を受けまして、相場が高騰しました。その後、生産国第1位のブラジルが増産の見通しが

あるということで相場が下落し、また、ブラジルの方の天候悪化等による船の滞船等の影響があつて、今、上がつて、少し下げを見ているという状況でございます。

消費量の動きについては、右の方に棒グラフと折れ線グラフで付しております。

以上が簡単な状況でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○淵野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、農畜産業振興機構からの借換えについての御報告、それから、砂糖勘定の収支改善に向けた取組みについての御説明、短期借入金の借換えについての御意見、御質問ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、農畜産業振興機構の短期借入金の借換への報告については、了解いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、次の議題は、農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果についてでございます。

農林漁業信用基金の方から御説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは、農林漁業信用基金の平成23年度の長期借入金の入札結果について御報告いたします。

資料8をごらんください。1枚めくっていただきまして、去る平成23年3月の第35回農業分科会におきまして御審議いただき、その後、5月2日付けで主務大臣の認可を受け、入札を行ったところでございます。その結果について報告いたします。

2. の平成23年度上期の長期借入金入札結果をごらんください。

入札日は、平成23年5月31日。借入金額は15億7,900万円で、落札利率は0.34%でございました。

以上が上期分の長期借入金の入札結果の報告でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○淵野分科会長 ありがとうございます。

それでは、質問なり、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がございませんので、農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果についての報告については、御了解いただいたということにいたしたいと思ひます。

それでは、最後の議題になりますけれども、水資源機構関係についての連絡事項でございます。

農村振興局水資源課から御説明をお願いしたいと思います。

○農村振興局水資源課課長補佐 それでは、水資源機構関係について口頭で御連絡をさせていただきたいと思っております。

水資源機構の平成22年度業務実績に関わります事業報告書に関する意見のとりまとめの方法について御連絡させていただきたいと思っております。

水資源機構につきましては、国土交通省が主管の法人でございます。そのほか、農林水産省、厚生労働省、経済産業省の3省が共管となっている法人でございます。このことから、水資源機構の毎年度の事業年度の業務実績評価につきましては、国土交通省の評価委員会が実施することとなっております。その評価を行う際には、先ほど言いました農林水産省ほか厚生労働省、経済産業省の各評価委員会の意見を聞かなければならないこととされているところでございます。

本来でありますと、22年度の事業実績報告に関します本評価委員会の意見につきましては、今のところ、8月中旬開催予定の次回の第37回農業分科会で議論いただき、意見を提出するところでございますけれども、先ほど言いました4省の合同の評価委員会が8月3日に予定されているというスケジュールもございますことから、7月上旬頃から書面によりまして各委員の方々に意見の案をお諮りさせていただき、御意見等をいただいで、最終意見としてとりまとめさせていただきたいと考えております。今後の当評価委員会と、先ほど言いました4省の合同の評価委員会の日程のスケジュール関係で、書面での委員への意見のお諮りをさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○淵野分科会長 ありがとうございます。水資源機構関係についての連絡事項の御説明でございました。

御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、農村振興局水資源課の連絡事項については、了解いただいたということにさせていただこうと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、事務局の方から、東日本大震災で第35回の農業分科会、中止になりましたけれども、それに伴いまして、第35回分科会の書面審議をいただいているかと思えます。その経過報告につきまして、お願いしたいと思えます。

○経営局総務課課長補佐 事務局から、資料9の第35回農業分科会の書面審議について報告いたします。

3月15日に開催する予定でありました第35回農業分科会は、3月11日に発生しました東日本大震災の影響を初めとした諸般の事情により中止しました。当農業分科会で審議予定でありました各法人が策定しました第三期中期目標に基づく中期計画や業務方法書などにつきましては、資料9の3にございますとおり、(1)から(16)までの議案及び報告事項を書面審議いただきました。

審議いただきましたものにつきましては、答申等を行い、その後の事務手続を行ったところ です。

資料掲載のとおり、各委員からいただきました質問事項につきましては、各独立行政法人及び法人担当課から回答を行い、その回答内容につきましては、質問された委員の了解を得た上で、各審議事項の取扱いにつきましては、主務大臣への「異議なし」の意見提出を行うこと等につきまして、評価委員総数の過半数以上の了解を得ましたので、淵野委員長にお諮りし、了解を得て主務大臣への答申等を行ってきたところ です。

なお、議決に当たりましては、震災対応のため、議決人数の対象外になられた委員、専門委員がいらっしゃいましたが、各審議事項は、主務大臣への「異議なし」の意見提出を行うこと等につきまして、議決をいただいたすべての委員、専門委員の了解をいただきましたことにつきまして報告をさせていただきます。

また、この経過報告につきましては、御了解を得られれば、後日、農林水産省ホームページにおいて掲載し、公表したいと考えております。

以上です。

○淵野分科会長 以上、御説明ございました。不測の事態ということでもございました。第35回の分科会の中止に伴う書面審議ということについて、ただいま経過の報告がございました。また、その取扱いについての御報告でもございましたが、御意見、御質問、ございませんでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。特に御意見がないようでもございます。第35回の農業分

科会の中止に伴う書面審議の経過報告については、了解をいただいたということで、先ほど報告がありましたけれども、農林水産省ホームページに掲載させていただくという取扱いにさせていただこうと思います。

(委員、専門委員「了解」)

それでは、そのような扱いにさせていただきます。どうもありがとうございました。

最後に、事務局から御連絡事項をお願いいたします。

○経営局総務課長 本日は、長時間にわたりまして御審議を賜りまして、どうもありがとうございました。

本日の資料でございますが、お申し出をいただければ、事務局の方で後ほど郵送するように手配をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今後の日程でございますが、本日、財務諸表の審議をいただいた法人以外の農畜産業振興機構及び農業者年金基金につきましては、7月13日に財務諸表の検討会を予定をいたしております。青柳委員、布施専門委員におかれましては、再びお手数をおかけいたしますが、よろしく願いをいたします。

また、予定では8月18日の木曜日に、ここ三田共用会議所で第37回の農業分科会を開催させていただきたいと考えております。後日、開催案内をさせていただきたいと存じております。

その後、大臣官房文書課で開催されます第20回独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会が8月30日の火曜日午後開催される予定となっております。こちらにつきましては、追って文書課から御案内がされるということでございます。

なお、議事等につきましては、十分な時間の余裕を持ちまして御連絡を差し上げたいと思います。

事務局からの連絡は以上でございます。

○淵野分科会長 それでは、以上をもちまして、「農林水産省独立行政法人評価委員会第36回農業分科会」を閉会といたします。

委員及び専門委員の皆様方には、長時間にわたり熱心な御審議、誠にありがとうございました。

午後2時50分 閉会